

「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託
公募型プロポーザル方式資料作成要領

1 業務名等

- (1) 業務名 「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案
作成支援業務（以下「対象業務」という。）
- (2) 委託場所 甲府市 産業部 農林振興室 農政課内

2 参加表明書等の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成（様式1）
- (2) 参加資格確認資料記載上の留意事項
- ア 業務従事体制確認調書（様式2）
- (ア) 配置予定の管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者を記載すること。
- (イ) 照査技術者は、管理技術者、主任技術者及び担当技術者との兼務は認めない。
- (ウ) 企画提案書等の提出者以外の企業等に属する者を担当技術者として配置する場合には、当該技術者の所属する企業名等も記載すること。なお、この担当技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。
- (エ) 担当技術者が管理技術者を兼ねる場合は、当該技術者については担当技術者としての評価対象としない。
- (オ) 他の経営コンサルタント等に対象業務の一部を再委託する場合、又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力を受ける相手先、及びその理由（企業の技術的特徴）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (カ) 企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。
- イ 会社概要等整理表（様式3）
- ウ 参加資格確認資料
- (ア) 同種業務実績（様式4の1）
- 同種業務の実績を3件まで記載できるものとする。図表、写真等を引用する場合は、1件につきA4版1枚に整理する。
- (イ) 管理技術者及び主任技術者の経歴（様式4の2～様式4の3）
- 配置予定の管理技術者及び主任技術者について経歴等を記載する。

- (ウ) 予定技術者の同種業務実績（様式4の4）
- (エ) 管理技術者と主任技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。（代表的なものを記載すること。）
- (オ) 記載する業務は、平成24年4月1日以降に完了・引き渡しを受けた業務とする。
- (カ) 記載した業務への関与について位置づけを明記する。〔管理技術者（若しくは同等の立場）、主任技術者（若しくは同等の立場）及び担当技術者（若しくは同等の立場）の別〕
- (キ) 記載する業務の数は、技術者1名につき1件とする。
- (ク) 企画提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。

エ 特定設計業務共同企業体協定書（JV協定書）（様式5）

- (ア) 企業体として参加する場合、参加表明書提出時には、企業体を組織し、様式5の「特定設計業務共同企業体協定書」を作成し提出すること。
- (イ) 企業体の名称は、「〇〇コンサルタント・□□事務所 「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務共同企業体」とすること。商号の省略使用は不可とし、また、個人は氏名を記載すること。

(3) 企画提案書等の提出者を選定するための評価基準

参加表明者の基礎審査評価基準は、別表1のとおりとする。

3 企画提案書等の作成・提出に係る事項

(1) 企画提案書の作成（様式6）

(2) 企画提案書等記載上の留意事項

ア 業務の実施方針・業務フロー・工程表（様式7）

- (ア) 業務の実施方針、業務フロー、業務工程について簡潔に記載すること。
- (イ) レイアウトの変更は可とする。
- (ウ) 書式は、フォントサイズ11ポイントのMS明朝とし、A4判1枚にまとめること。

イ 特定テーマに対する企画提案（様式8）

- (ア) 書式は、フォントサイズ11ポイントのMS明朝とし、各テーマごとにA4判5枚以内にまとめること。
- (イ) 特定テーマ①：基本方針1. 「稼ぐ農業の育成と拡大」について
令和4年度までの基本施策を踏まえて、この基本方針に導くため、今後取り組むべき基本施策の基本的な考え方を述べること。
- (ウ) 特定テーマ②：基本方針2. 「産地の保全と強化」について

令和4年度までの基本施策を踏まえて、この基本方針に導くため、今後取り組むべき基本施策の基本的な考え方を述べること。

(エ) 特定テーマ③：基本方針3.「農地の保全と活用」について

令和4年度までの基本施策を踏まえて、この基本方針に導くため、今後取り組むべき基本施策の基本的な考え方を述べること。

(オ) 特定テーマ④：「追加提案」について

「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容以外に追加提案する場合は提案すること。

(カ) 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用いてもよい。

ウ 見積書（様式は任意）

(ア) 対象業務に係る見積書を提出すること。

(イ) 様式は特に定めないが、仕様書に記載された項目により作成すること。
ただし、必要とされる項目を追加することも可能とする。

(ウ) 見積書の評価基準は、別表3のとおり、「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」の2の(5)提案上限額に記載した上限額を基準に、見積書に記載された金額（税込）の評価を行なう。

エ 企画提案書等は、簡潔に記載すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(3) 業務委託予定者を特定するための評価基準

業務委託予定者は、次の基準に基づいて特定される。

企画提案書等の評価項目、判断基準ならびに評価のウエイトは、別表2のとおりとし、評価基準における5段階評価の配点は別表4のとおりとする。

なお、特定については、企画提案書等の評価と参加表明書等の基礎審査の評価を合計したもので最終評価を行なう。

4 資料提出にあたっての留意事項

(1) 参加表明書等（様式1～4の4及び添付資料、企業体として提出する場合は、様式5も追加）及び企画提案書等（様式6～8及び添付資料）については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

- (2) 提出書類について、問合せをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を様式1及び様式6に明記すること。
- (3) 参加表明書等及び企画提案書等については、紙媒体により提出すること。
なお、紙媒体と併せて電子媒体を提出する場合には、それぞれ一つのPDFファイルにまとめて、CD-Rに保存し提出すること。

5 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書等を提出することができない。
- (2) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。
- (3) 特定された企画提案書等の内容については、協議の上、対象業務の仕様書に反映する場合がある。
- (4) 業務委託予定者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (5) 参加表明書等及び企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等の市が認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届(様式9)を提出すること。

別表1 企画提案者等の提出者を選定するための評価基準

【外部用】

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	区分	判断基準		
参加表明者（事業者）の適格性（30）点	参加表明者（事業者）	業務推進体制	業務従事体制 （様式2） 業務量に見合った人員配置が提案されているかを評価する。 当該業務への従事技術者数 ① 体制は優れている。 ② 体制は平均的である。 ③ 体制はやや劣る。	15 ①15 ②12 ③9
		成果の確実性	同種又は類似の受託実績 （様式4の1） 平成24年4月1日以降に完了した同種業務実績を評価する。 3件以内で記載 ① 業務実績は優れている。 ② 業務実績は平均的である。 ③ 業務実績はやや劣る。 なお、業務実績がない場合は選定しない。	15 ①15 ②12 ③9
予定技術者の経験及び能力（40）点	管理技術者	資格要件	経験年数 （様式4の2） 管理技術者の経験年数を評価する。 ① 経験年数は優れている。 ② 経験年数は平均的である。 ③ 経験年数はやや劣る。 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	10 ①10 ②8 ③6
	主任技術者		（様式4の3） 主任技術者の経験年数を評価する。 ① 経験年数は優れている。 ② 経験年数は平均的である。 ③ 経験年数はやや劣る。	10 ①10 ②8 ③6
	管理技術者及び主任技術者	専門技術力	業務執行技術力 （様式4の2～4の3） 平成24年4月1日以降に完了した同種業務への関与について評価する。 ① 専門技術については優れている。 ② 専門技術については平均的である。 ③ 専門技術についてはやや劣る。 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	20 ①20 ②16 ③12

管理技術者：業務の技術上の管理を行う技術者（参加資格要件+実務経験3年以上）とする。

主任技術者：業務を主体となって執行する者とする。

同種業務：官公庁が取組む農業関係の計画策定等業務とする。

別表2 業務委託予定者を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
	区分	評価基準	
実施方針・ 業務フロー・ 工程表・ その他 (60点)	業務理解度	本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価	10
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価	10
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価	10
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価	10
		行政のみならず、農家、農業関係機関、消費者、他産業を含めた協働による提案があった場合に評価	10
評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
	区分	評価基準	
特定テーマに対する企画提案 (120点)	特定テーマ①	的確性	10
		実現性	10
		独創性	10
	特定テーマ②	的確性	10
		実現性	10
		独創性	10
	特定テーマ③	的確性	10
		実現性	10
		独創性	10
	特定テーマ④	的確性	10
		実現性	10
		独創性	10

別表3 見積書の評価基準

評価項目	評価の着眼点	評価のウエイト
	評価基準	
見積書 (10点)	<p>提示された見積書のうち、3,109千円以下については、一律10点とし、3,109千円を超える価格の価格点については、次の計算により計算する。</p> $\text{「価格点」} = \left(\frac{\text{提案者のうちの最低見積価格}}{\text{提案者の見積価格}} \right) \times 10 \text{点}$ <p>※小数点以下第1位を四捨五入</p>	10

別表4 業務委託予定者を特定するための評価基準における5段階評価配点表

評価のウエイト	5段階評価配点		
10	5段階	極めて高い	10点
	4段階	高い	8点
	3段階	普通	6点
	2段階	やや低い	4点
	1段階	低い	0点

(様式1)

参 加 表 明 書

令和4年5月30日付けで手続開始の公示のありました「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託に係るプロポーザルに参加を希望します。

なお、参加資格条件を全て満たしていること及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲府市長 樋口雄一様

提出者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

F A X 番号

E-mailアドレス

担当者所属

担当者氏名

(様式2)

業務従事体制確認調書

提出者名 _____

1 対象業務の実施体制

予定技術者	氏名	所属役職	担当する業務の内容

注1：管理技術者とは、業務の技術上の管理を行う技術者（参加資格要件＋実務経験3年以上）とする。

注2：照査技術者とは、業務の節目毎に成果の確認を行う者とする。

注3：主任技術者とは、業務を主体となって執行する者とする。

注4：担当技術者とは、業務を補佐的立場で執行する者とする。

注5：氏名にはルビをふること。

注6：所属・役職については、企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

※再委託等を実施する場合

分担業務の内容	再委託先又は協力を受ける相手先、及びその理由（企業の技術的特徴等）

注：他の経営コンサルタント等に対象業務の一部を再委託する場合、又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式3)

会社概要等整理表

企画提案者	会社(団体)名	連絡担当者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
			電話番号(内線)
	ホームページアドレス		F A X
		E-mail	

<会社(団体)の概要>

設 立 年 月		資本金 (百万円)	
売上金 (百万円)		従業員数 (人)	
支社(支店)		関 連 会 社	

※ 商業登記簿謄本及び印鑑証明を添付すること。

<外部協力事業者>

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協 力 内 容	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協 力 内 容	

※ この表は該当がある場合についてのみ記載してください。

(様式4の1)

参加資格確認資料

提出者名 _____

同種業務実績

業務番号	①	②	③
業務名			
発注機関名			
契約金額			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴・視点・特異な手法など			

注1：同種業務とは、官公庁が取組む農業関係の計画策定等業務とする。

注2：会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

注3：最低1件は、2,000千円（税込）以上の契約額の実績であること。

注4：実績は平成24年4月1日以降に完了した業務を対象とする。

注5：当該業務の契約書の写し等（同種業務であることが分かる資料）を添付すること。

(様式4の2)

参加資格確認資料

管理技術者の経歴等

①氏名		②生年月日
③所属・役職		
④実務経験の状況（令和4年5月〇日現在）※他社での実績も含む		
所属会社等名称 及び部署	在籍期間	所属での業務履歴（代表的なもの）

(様式4の3)

参加資格確認資料

主任技術者の経歴等

①氏名		②生年月日
③所属・役職		
④実務経験の状況（令和4年5月〇日現在）※他社での実績も含む		
所属会社等名称 及び部署	在籍期間	所属での業務履歴（代表的なもの）

(様式4の4)

参加資格確認資料

予定技術者の同種業務実績

管理技術者・主任技術者（今回業務での配置予定に○）（氏名 _____）

業務番号	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
住所	
TEL	
業務の概要	
	(管理技術者・主任技術者・担当技術者として従事) ※いずれかに
業務の技術的特徴・視点・特異な手法など	
当該技術者の業務担当の内容	

注1：その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

注2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注3：業務の概要において（○○技術者として従事）の○○には、技術者の名称（管理、主任又は担当）を記述すること。

注4：技術者1人につき1枚記載のこと。

(様式5)

特定設計業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定設計業務共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 甲府市発注に係る「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務（以下「対象業務」という。）

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当特定設計業務共同企業体は、○○○事務所・□□□「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、対象業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、対象業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、対象業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____
商号又は名称 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○○事務所を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、対象業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、対象業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ ○○%

商号又は名称 _____ ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(様式5)

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、対象業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、対象業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、対象業務の委託契約の履行後、対象業務について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、対象業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して対象業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、対象業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(様式5)

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第17条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、対象業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇事務所他1者は、上記のとおり〇〇〇事務所・□□□ 「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各 通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

	住	所	_____	
代表構成員	商	号又は名	_____	会社印
	代	表者氏	_____	代表者印
	名			

	住	所	_____	
構成員	商	号又は名	_____	会社印
	代	表者氏	_____	代表者印
	名			

(様式6)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

甲府市長 樋 口 雄 一 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

印

対象業務について、企画提案書を提出します。
なお、関係資料の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 対象業務

- (1) 業 務 名 「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案
作成支援業務
- (2) 委託場所 甲府市 産業部 農林振興室 農政課内

2 企画提案資料等（提出部数1部）

- (1) 業務の実施方針等 様式7
- (2) 特定テーマに対する企画提案 様式8
※テーマ毎に作成すること
- (3) 業務に係わる費用と内訳、その他 様式自由

【連絡先】担当者所属・氏名 _____ 電話番号 _____
FAX番号 _____
E-mailアドレス _____

(様式7)

業務の実施方針

業務フロー

工程表 (参考)

検討事項	業務工程	備考
	令和5～10年度	

※適宜、様式等に変更してかまわない。

(様式8)

特定テーマに対する企画提案 ※テーマ毎に作成すること

テーマ番号○：

--

※適宜、様式等は変更してかまわない。

(様式9)

令和 年 月 日

甲府市長 樋口雄一様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

印

参加辞退届

『「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託』に係るプロポーザルに対し参加表明をしましたが、次の理由により参加を辞退します。

辞退理由

(様式10)

令和 年 月 日

質問書

甲府市産業部農林振興室農政課 宛

『「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務』について、次のとおり質問書を提出します。

会 社 名	
所 属	
担 当 者 名	
メールアドレス	
電 話	
F A X	

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

※電子メールにて提出すること sangnos@city.kofu.lg.jp